

Title	「越境」する人びと：拡散と統合：解題
Sub Title	
Author	北澤, 安紀(Kitazawa, Aki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.4 (2017. 4) ,p.103- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二八年度慶應法学会シンポジウム 「越境」する人びと：拡散と統合
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20170428-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事…平成二八年度慶應法学会シンポジウム

「越境」する人びと——拡散と統合——

解題

法学部教授 北澤 安紀

平成二八年度春季慶應法学会は、「越境」する人びと——拡散と統合——というテーマの下、六月二五日（土）、慶應義塾大学三田キャンパスにて行われた。

「越境」する人々についての問題を政治学及び法学の観点から分析する場合、取り上げるべき論点は多岐にわたるであろう。本シンポジウムでは、「越境」する人びとをめぐる問題の中でも、特に、移民・難民の問題が取り上げられた。三名のパネリストによる個別報告の第一報告は、移民・難民の問題を、国際法による規律という観点から分析したものであり、第二報告では、政治学の観点から、東南アジアを例にこの問題についての分析・検討が行われた。さらに、第三報

告では、移民・難民の問題に加え、テロの問題が欧州統合にもたらす危機について、特にフランスを例に分析がなされた。このように、本シンポジウムでは、法律・政治各方面の専門家が、このテーマに即した最新の議論を発信し、交換する場として、多くの会員の関心を惹きつけるものとなった。それと同時に、折しも、その前日に、英国の欧州連合（EU）からの離脱というニュースが飛び込んできたこともあり、英国のEU離脱が今後EU統合へ与える影響について大方が関心を抱いた矢先のシンポジウムの開催であった。

シンポジウムは二部構成で行われた。まず、尹仁河・慶應義塾大学法学部専任講師により、「移民・難民を

めぐる国際法」というタイトルで報告をいただいた。命がけの海路でヨーロッパをめざす人びとについて日々報道がされているが、国際人道法の専門家としての立場から、移民・難民に関する国際法上の規律についての報告があり、一九五一年の「難民の地位に関する条約（難民条約）」の「難民」の定義は極めて厳格なもので、条約上の保護を受けられない人びとが数多く存在するとの指摘があった。その上で、越境する人びとの保護を考えるにあたっては、一九四八年の世界人権宣言や一九六六年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」が定める「国の義務」という視点だけでなく、「人権」の視点もとりいれるべきであるとして、人権としての人の移動の自由はあるのかという問題提起がなされた。尹専任講師は、難民条約の「難民」の定義の改正は諸国の同意が得られず難しいため、同条約が難民を保護の対象とした当初の趣旨、すなわち「迫害」されている人びとというよりも「国籍国の保護を受けられず人道的保護が必要」な人びとに対し保護を与えるという観点から、運用面での改善を図っていくことを主張された。

尹専任講師の報告に続き、山本信人・慶應義塾大学

法学部教授により、「難民危機の政治——人道主義・安全保障・東南アジア」というタイトルで報告をいただいた。山本教授は、東南アジア政治、東南アジア国際関係、アジア社会運動の専門家としての立場から、一九七〇年代半ば以降の東南アジアにおける難民をめぐる二つの危機について、分析・検討をされた。山本教授いわく、難民をめぐる第一の危機は、一九七五年から一九八〇年代にかけて発生したインドシナ難民であり、第二の危機は現在進行形のものである。現在進行形の危機には二つの種類の難民が関係しており、一つは、ビルマ西部から逃れているロヒンギャ難民であり、もう一つは、南アジアや中東出身者で、東南アジアを経由してオーストラリアへ向かう難民認定希望者の流れである。第一の危機に際して、域外の先進諸国はその受け入れ体制を構築し整備することに専念していたのに対し、第二の危機への対応は異なっており、東南アジア周辺諸国も域外諸国も難民の受け入れに消極的である。山本教授からは、一九七〇年代と二〇一〇年代とでは、難民をめぐる危機への対応がなぜ異なるのかという問題提起がなされた。このような東南アジアにおける二つの危機から分かることは、人権（個

人の自由と権利」と安全保障（国家・社会の安全）との確執、すなわち、人権という普遍的な価値と国益を追求する国家との確執であるという山本教授の指摘は、大変重要であり、説得力に満ちたものであった。

続いて、渡邊啓貴・東京外国語大学大学院国際学研究院教授により、「テロ・難民・移民問題がもたらす欧州統合の揺らぎ」というタイトルで報告をいただいた。渡邊教授は、前駐フランス日本大使館公使を務められた、ヨーロッパ国際関係論、フランス政治、ヨーロッパ外交史の専門家である。渡邊教授からは、ヨーロッパの統合と人の移動、国民国家の変容と移民、移民の定義、二〇一五年一月と一二月のパリ同時多発テロ、フランスの移民政策という多岐にわたる問題について報告をいただいた。渡邊教授は、フランスにおいて移民政策を考える上での関連問題として、入国管理、滞在許可、国籍、治安対策、社会統合政策、教育・宗教などの文化摩擦という多岐にわたる問題を挙げられ、本報告は、移民の問題を考える上で考慮しなければならぬ数多くの視点について再認識させるものであった。また、フランスにおける二〇一五年のテロ後の論点が、一月の連続テロ事件後は、言論・宗教の自由で

あったのに対し、一二月の同時多発テロ事件以降は、自由と治安の均衡の問題に移ってきているとの話は非常に興味深いものであった。渡邊教授によって語られたのは、「欧州統合は崩壊の過程ではなく、制度構築は深化している」ということであった。

個別報告に続き、大会報告者の三名をパネリストとして、シンポジウム形式で、個別報告をふまえたディスカッション及び会員からの質問に答える形で質疑応答が行われた。三人のパネリストによる議論は、移民と難民の定義、移民・難民の受け入れに日本が消極的な理由、その改善策、人権として人には移動の自由があるのかという問題、難民問題と移民問題との関係、東南アジアにおける難民受け入れをめぐる対応と現在の欧州における対応との違い、難民受け入れを行う際の各国の対応についての具体例、フランスにおけるテロ・難民・移民の問題が今後欧州統合にもたらす影響等の議論にまで及んだ。

司会者として強く感じたことは、「越境」する人びとをめぐる問題を考える際に日本の立ち位置を認識することの重要性である。渡邊教授の、フランスのテロ・難民・移民問題はわが国にとって「対岸の火」では

なく、日本は、「グローバル・パートナーを超えた、自前の世界的見識を持つグローバル・プレイヤー」であってほしいとの主張は、非常に印象深いものであった。「越境」する人びとをめぐる問題の克服に向けて、今後日本がグローバル・プレイヤーとしての見識をどこまで自覚的に世界に向け主張していくことができるのかという問題をあらためて認識する機会となった。

今回のシンポジウム開催にあたっては、慶應法学会の事務局がご尽力くださった。末筆ながら心より御礼を申し上げたい。